

## 新型コロナウイルス感染症感染防止対策について

静岡働き方改革推進支援センターでは、相談者に安心してご利用いただけるよう、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を以下のとおり実施いたします。

### ○働き方改革推進支援センター 相談窓口での対策

- ・ 出入口へのアルコール消毒液の設置
- ・ 相談スペースのアルコール消毒、清掃の徹底
- ・ 職員(相談窓口を置く静岡県中小企業団体中央会の全役職員)及び常駐専門家のマスク着用
- ・ 職員及び常駐専門家の入社時・帰社時の手洗い、アルコール消毒
- ・ 職員及び常駐専門家の毎朝検温・報告
- ・ 体調不良の職員に関しては必要に応じて自宅待機を指示

### ○来所されるご相談者へのお願い

- ・ 発熱や体調のすぐれない方は来所をご遠慮いただく場合がございます。
- ・ マスクの着用と入口でのアルコール消毒にご協力をお願いいたします。

### ○専門家派遣、職員の巡回訪問について

- ・ マスクの着用、検温の徹底
- ・ 体調不良があった場合、当日担当者の変更または日程変更をお願いする場合がございます。
- ・ 訪問先事業所のルールに則って行動いたします。

### ○セミナー、相談会等について

- ・ 会場キャパシティの 50%以下の参加者とします。
- ・ 各席の間隔を 1 席以上空けます。
- ・ 出席者にマスク着用・消毒を要請します。
- ・ 十分な換気を行います（出入口の開放、エアコンの活用など）。
- ・ マイク使用ごとに消毒を徹底します。
- ・ 可能な限り参加人数を制限した開催方法（オンライン開催を含む）を採用します。
- ・ オンデマンド方式など感染対策とともに参加しやすい方式を採用します。

以上